

各県立学校長 殿

教 育 長  
(公印省略)

県立学校の学校再開に向けた対応等について（通知）

国による緊急事態宣言については、新規感染者数の伸びが抑制されていること等から、5月14日（木）付けで本県を含む39県の解除が決定されました。

県立学校については、5月4日（月）に示された国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）」等を踏まえ、臨時休業を5月31日（日）まで延長し、休業期間内において、感染リスクの低い学校教育活動から段階的に取組を進め、学校再開に繋げていくこととしておりましたが、今回の国の緊急事態宣言解除の決定を受け、6月1日（月）から学校を再開し通常授業を実施することとしますので、各校においては、下記に留意の上、円滑な学校再開に向けた準備など適切に対応願います。

記

1 学校再開について

県立学校を6月1日（月）から再開することとし、同日から通常授業ができるよう準備を進める。

2 学校再開に向けた取組等について

区分	期間	取組	備考
臨時休業 [学校再開に向けた準備]	5/18（月）～5/22（金）	1人あたり週1回程度の登校日を設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内滞在時間は3時間程度で、時差登校・分散登校を基本とする。</li> <li>・登校日の実施工夫例                             <ul style="list-style-type: none"> <li>例1：学級を時間帯により2グループに分けた分散登校                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1組Aグループ9時～12時</li> <li>1組Bグループ13時～16時 など</li> </ul> </li> <li>例2：学級ごとに登校曜日を分けた分散登校                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1学年奇数クラス月曜日</li> <li>1学年偶数クラス火曜日 など</li> </ul> </li> <li>例3：学年ごとに登校曜日を分けた分散登校                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1学年月曜日・2学年火曜日・3学年水曜日 など</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>※登校回数や登校日の内容については、各校が適宜調整する。</li> </ul>
	5/25（月）～5/29（金）	1人あたり複数回の登校日を設定	
学校再開	6/1（月）～	通常授業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、全生徒が登校し、全日活動する（定通を除く）。</li> <li>※当面、各学校の実情に応じて、時差登校等の対応を工夫する。</li> </ul>

※特別支援学校においては、指導の際に接触が必要となる児童生徒や、重篤化する基礎疾患を持つ児童生徒が多いこと等を踏まえ、学校再開に向けた準備や学校再開後の取組を一層慎重に進める。

(1) 5月31日（日）までの臨時休業期間の取組

- 児童生徒の身体的距離を可能な限り 2 m程度確保するように座席配置を行う（通常サイズの教室に入る児童生徒数は 20 人程度とする）。
- 上記によりがたい場合は、教室への滞在時間をより短くする等の工夫をする。
- 児童生徒の心身の状況把握に努める。
- 学校再開後における感染防止対策の準備を行う。
- 児童生徒への感染症教育を実施する。

## （2）6月1日（月）からの学校再開以降の取組

- 児童生徒の身体的距離を可能な限り確保（1 m程度）するよう座席配置を行う（通常サイズの教室に児童生徒が 40 人程度入室しての教育活動も可とする）。
- 下記 3 に基づき、児童生徒の感染症予防対策を徹底する。

## 3 学校における感染症予防対策等について

臨時休業時の登校日及び学校再開後においては、以下を参考に感染症予防対策等を講じる。

### （1）感染症対策について

#### ① 学校にウイルスを持ち込まない

- 毎朝、検温を行い、家庭で体調管理をする。・・・記入票に記載する。
- 体調が優れない時は、無理をしないで休む。
- 体調不良の家族がいる場合は、登校を慎重に判断する。

#### ② 感染予防の徹底について

- マスクを正しく着用させる。
- こまめな手洗いを励行させる。
- 学年毎にタイムテーブルをずらす等、密集が起きない工夫をする。
- 特に多くの児童生徒等が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）を消毒する。
- 家庭においても感染拡大を予防する新しい生活様式を身につけるよう指導する。

### （2）活動時の感染症予防対策について

#### ① 登下校時について

- マスクをつけて登校するとともに、咳エチケットを励行する。
- 周囲の人と 1 m～2 m に距離をおいて移動する。
- 周囲の人との距離が近い時は、無駄な会話は控える。
- 学校に着いたら、手洗いしてから教室に入る。

#### ② 授業時について

- マスクの着用が支障となる特別な学習活動を除き、マスクの着用を基本とする。
- 可能な限り常時換気を行う。
- 教室に入るときは、手洗いをする。  
※教室に余裕がある臨時休業時においては、必要に応じて学級を複数のグループに分けた上で使用していない教室を活用するなど、可能な限り感染リスクを最大限低減させる。  
また、学校再開後に教室に余裕がない場合においては、基本的な感染対策を徹底した上で、可能な限り児童生徒の身体的距離を確保した座席配置を工夫する。

#### ③ 休み時間について

- 外から教室に入る時やトイレの後、手洗いをする。
- トイレに入るときは、密集にならないようにする。
- むやみに周囲のものに触らない。

#### ④ 昼食について（高等学校）

- 昼食の前後に手洗いをする。
- 食事は、対面にならないように、横並びでそれぞれ取り、会話を控える。
- 屋外での食事を行う。

#### ⑤ 給食について（中学校及び特別支援学校）

- 給食の前後に手洗いをする。
- 配膳の時は、全員マスクを着用する。
- 食事は、対面にならないように、横並びでそれぞれ取り、会話を控える。

#### ⑥ 毎日の清掃について

- 児童生徒が掃除を行う際は、換気のよい状況で、マスクを着用して行う。
- 掃除が終わった後に手洗いをする。

### （3）特別支援学校の課題への対応について

- 指導の際に接触が必要な児童生徒が多いことから、手洗い、マスク、教室の換気、環境消毒及び児童生徒や教職員に対する検温等の体調管理を徹底して対応する。
- 重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いことから、登校可否の判断は主治医・学校医と相談する。
- 多くの児童生徒がスクールバスで登校することから、できる限り乗車人数を調整（保護者への送迎依頼、分散登校等）するとともに、乗車時における健康観察のほか、運転中はこまめに換気を行うなどの対策を徹底する。
- 寄宿舎の運営に際しては、原則として1人1室を確保する。

## 4 児童生徒や教職員が感染した場合等の対応について

- 令和2年4月21日付け号外「新型コロナウイルス感染症予防対策と感染に係る対応等に係るチェックリストについて（送付）」に基づき、必要な情報の収集・整理を行う。
- 令和2年4月1日付け第30号「令和2年度当初の時期における学校活動の留意点等について（通知）」に基づき、学校長からの報告をもとに、衛生部局と相談の上、学級閉鎖や学年閉鎖について、その期間も含め決定する。
- 令和2年4月13日総号外「新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる職員が発生した場合の対応等について（通知）」に基づき、感染が疑われる職員に対しては自宅待機を命じる等の適切な対応を行うとともに、令和2年4月13日付け教第28号「新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる職員に対し自宅待機を命じた場合の職務に専念する義務の免除について（通知）」に従って、職務専念義務の免除や特別休暇の付与等の対応を行う。また、感染が疑われる児童生徒が発生した場合には、学校保健安全法第19条に基づき出席を停止させることができるので、保護者と相談の上で、感染予防を優先に対応する。
- 保護者が感染リスク等について不安を感じ、児童生徒の欠席を希望した場合、公認欠席として扱う。

## 5 年間指導計画の再検討について

- 臨時休業が長期に渡ったことから、児童生徒の「学びの保障」について考えることが必要になっている。
- 長期休業の短縮、土曜日の授業などによる指導時間の確保と、学校行事の精選、指導内容の精選などによる指導内容の縮減、さらに、時間割の工夫や一部の単元・領域を家庭学習と課す等の指導上の工夫により対応することが考えられる。
- 各学校の実情に応じて、これらの対応を組み合わせしていくこととなるが、近く、文部科学省から「学びの保障」に関する通知がなされることが想定されるので、具体的な内容については、

改めて通知する。

## 6 部活動について

- 臨時休業中は部活動を行わないこととする。
- 学校再開後においては、以下の点に留意して部活動を実施することとする。なお、後日、国の通知などにより、部活動の運用を変更する場合、改めて通知する。
  - ・生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
  - ・部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。
  - ・体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。
  - ・練習試合及び県外遠征は引き続き行わないこととし、大会等への参加も当面見合わせる。
  - ・部室を利用する際には、換気の徹底、短時間の利用、ローテーションによる使用などの感染対策を徹底する。

担当：スポーツ健康課・学校保健給食班	大宮司	022-211-3666
高校教育課・教育指導班	菊田	022-211-3624
特別支援教育課・教育指導班	菊池	022-211-3647

各市町村教育委員会教育長 殿

宮城県教育委員会  
教育長 伊東 昭代



学校再開に向けた対応等について（通知）

本県の教育行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国による緊急事態宣言については、新規感染者数の伸びが抑制されていることなどから、5月14日（木）付けで本県を含む39県の解除が決定されました。

県立学校については、5月4日（月）に示された国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）」等を踏まえ、臨時休業を5月31日（日）まで延長し、休業期間内において、感染リスクの低い学校教育活動から段階的に取組を進め、学校再開に繋げていくこととしておりましたが、今回の国の緊急事態宣言解除の決定を受け、6月1日（月）から学校を再開し通常授業を実施することとし、併せて、円滑な学校再開に向けた準備など適切に対応するよう別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

貴市町村におかれましては、県立学校における対応について御参考願うとともに、学校再開の準備が整ったこと等の理由から6月1日（月）より前に学校再開を行う場合においても、十分な感染症対策を講じるよう改めてお願いします。

担当：スポーツ健康課学校保健給食班 大宮司，大友
TEL 022-211-3666
FAX 022-211-3796
義務教育課指導班 千葉，滝野澤
TEL 022-211-3646
FAX 022-211-3691